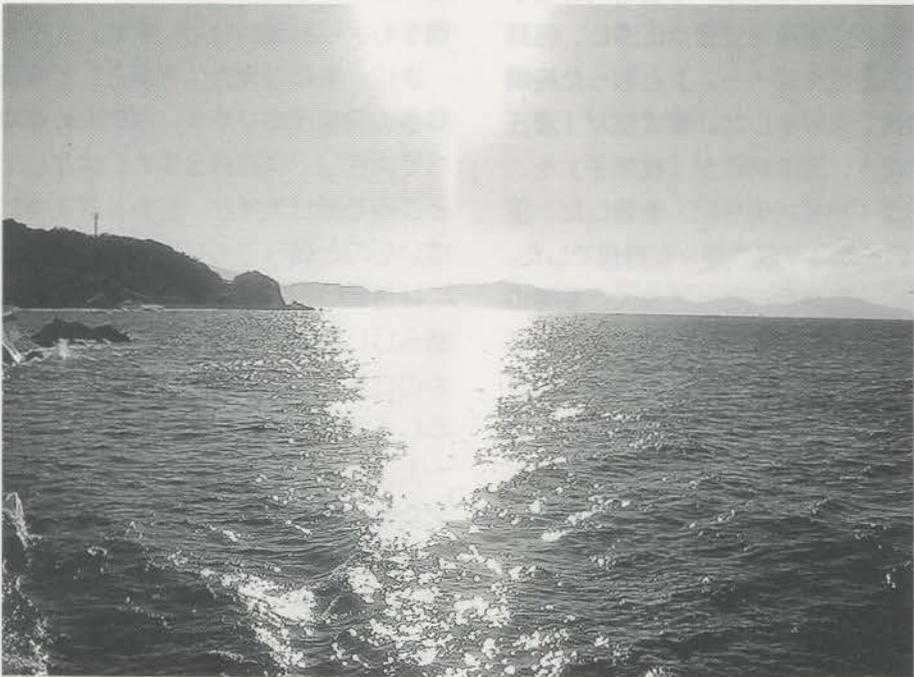


光市医師会報

平成11年12月号

No. 326



梶取岬 (Cape Kandori)

光市医師会

年 頭 所 感

光市医師会長 近 藤 龍 一

あけましておめでとう御座居ます。皆様それぞれよいお年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

懸案の2000年問題も何事もなくクリア一出来まして、記念すべきミレニアムを無事迎えられたことは誠に御同慶の至りであります。西暦1000年は、平安時代の後半にあたり藤原摂関政治が頂点に達し、藤原道長が「この世をば……。」と歌った絢爛とした時代でありました。紫式部が「源氏物語」を書き、清少納言が「枕草子」を、和泉式部が「和泉式部日記」を著した、王朝文化が妍を競って咲き誇った時代でした。もちろん、一般庶民にとって放火、掠奪の横行した暗い時代ではあったのですが、日本文化が一つの頂点を極めた時代だったことは間違いありません。今から1000年後の人々は必ず西暦2000年はどういう年であったか話題にするでしょうが、その時、2000年は余りに暗いみじめな時代であったと評されることのないようお願いいたします。一つの時代が終り、新しい時代へ大きく飛躍する年であったと後世評される年でありたいと思います。

さて、長年の懸案でありました休日診療所も無事発足することとなり、1月18日に起工式が行われました。大林組を中心とした共同企業体により来年2月中旬には完成、4月1日より総合福祉センターとして業務が開始されるようです。それまでに、休日診療所の運営の方法、機器の整備、薬品の調達等の問題が山積しています。これ

らについて皆様方にお願ひし、或は討議していただくことが沢山あります。今後折に触れて御相談いたしますので、是非御協力をお願い致します。折角苦勞して設立した休日診療所を市民の為に活用するのも、無駄にしてしまうのも、今後の我々の努力に全てかかっていると思います。絶大な御支援を心よりお願いいたします。

次に、本年の大きな行事として県医学会総会の開催があります。講師は昨年中にすべて決定し、現在資金集めに奔走しているところではありますが、是非共成功裡に終え度いものと願っております。成功させる為には何といっても人集めです。どんなに素晴らしい講演でも聴衆がまばらでは虚しいものになってしまい、講師にたいしても著るしく礼を失することになります。全員が一丸となって人集めに力を尽くしてこそ、成功裡に終えることが出来ます。会員諸兄の御理解と一層の奮闘をお願い申し上げます。

さて、今年は辰年ですが、龍は十二支のうち唯一の架空動物です。古来中国では龍を鳳、麟、亀、とともに四霊の一つにあげており、雨、雲を支配する神霊の動物としてあがめています。龍の姿は三停九似といって、からだは駝、鹿、鬼、兎、牛、蛇、蟹、鯉、鷹、虎、の十の動物に似た部分を持つとされています。このように龍は、いくつもの動物の部分をつけ加えた合成動物ですが、明らかに実在すれば爬虫類です。

はたしてどんな動物をモデルにこの龍を

創造したのが諸説ありますが、ヨウスコウワニやイリエワニが中国にはいますので、ワニモデル説が有力のようです。

中国でおめでたい行事に龍を形取ったもののかついで祝うのは、龍のおかげで慈雨が足りて豊作になった感謝のしるしであるといえます。日本でも龍を「水神」とする信仰があり、弘法大師が神泉苑で慈雨を願うと龍神がこれを聞き入れて雨を降らせたとか、大師が築造した讃岐の満能池には、龍が住んでいたと言う話が残っています。西洋にも龍はいますが、東洋と異なり悪魔扱いされており、聖ジョージや大天使ミカエルに退治されています。又、姿・形も違い、翼をもった動物として描かれているのはおもしろいことです。

龍のつく諺はそう多くはありませんが、少し挙げておきます。

- 「屠龍の技」とは、龍を屠殺する技術を学んでも龍が実在するわけではないので、その技は無駄になるという故事から転じて、実際に役に立たない技のたとえ。
- 「龍を描いて睛を点せず。」とは、物事の眼目をとらえる者のこと。「画龍点睛」

○「龍額を探る。」とは、龍のあごを探るなんてとても危険で出来るこのではない、最大の危険をおかすことのたとえ。

○「龍吟すれば雲起る。」とは、英雄・豪傑がことを起せば民衆はそれに従うの意。

○「龍頭蛇尾」とは、はじめは勢いがよいが、終りは衰えてしりつぼみになること。

○「龍の雲を得たるが如し」とは、勢いに乗ずる者をいう。

○「龍のひげを蟻が狙う。」とは、とても出来ることではない。高望みのたとえ。

○「龍は一寸にして昇天の気あり。」とは、龍は子どものうちから親に負けないう気概がある。すぐれている者には小さい時から普通のものとのちがった所があるの意。

本年は「龍攘虎視」の気概でいきたいものです。

皆様方の御多幸を心よりお祈りいたします。

〈特別研修会〉

診療情報の提供に関する指針の解説

場所 光商工会議所 2F

山口県医師会常任理事 上田尚紀先生

日時 平成11年12月22日(水)p.m. 7:30~

診療情報の提供に関する指針

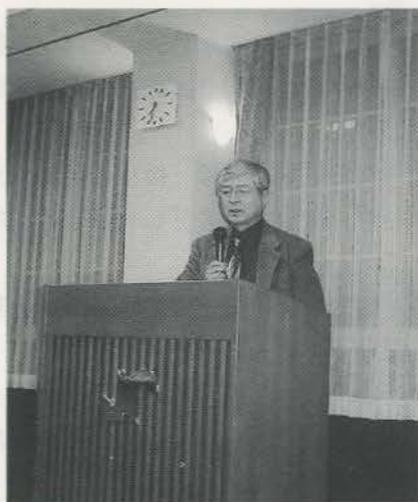
(参考資料)

日本医師会雑誌第122巻、
平成11年7月15日号付録

診療情報の提供に関する指針の実施に向けて

日本医事新報：No. 3945、

平成11年12月4日号



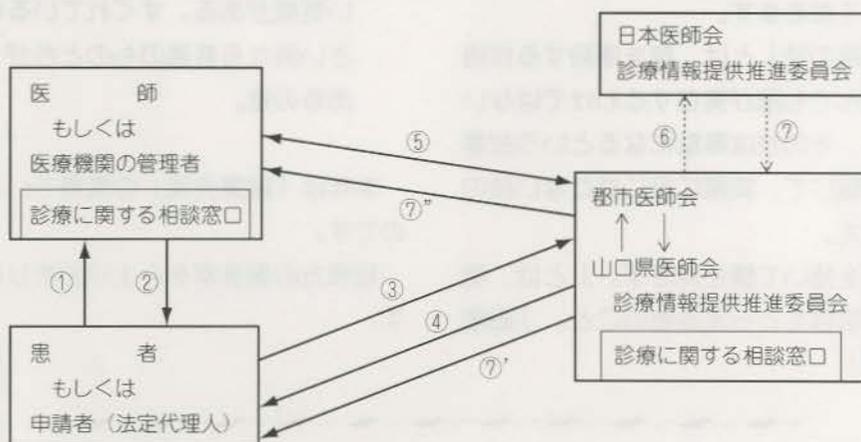
「診療情報の提供に関する指針」 に関する県・都市医師会の対応

山口県医師会

平成11年12月2日開催の都市医師会長会議において、県・都市医師会の対応が決定されたので、その概要を報告する。

会員におかれては「診療情報の提供に関する指針」（日本医師会雑誌：第122巻、平成11年7月15日号付録）および「診療情報の提供に関する指針の実施に向けて」（日本医事新報：No3945、平成11年12月4日号）等を参照され、平成12年1月1日以降、患者さんへ診療情報を積極的に提供していただきたい。

1. 診療情報提供にかかる苦情処理フローチャート



- ① 診療情報提供等の申し立て
- ② 診療情報の提供、診療記録等の開示、あるいは拒否通告
- ③ 相談・苦情の申し立て
- ④ 事情聴取等の調査、裁定結果の通知
- ⑤ 事情聴取等の調査、弁明の機会の付与、

裁定結果の通知

- ⑥ 都道府県医師会長からの紛議の付託
- ⑦ ⑦' ⑦" 紛議に関する裁定結果の通知

注：「診療に関する相談窓口」とは、医師会の苦情受付窓口であり、「診療情報提供推進委員会」とは医師会に設置する

苦情処理機関のことである。

2. 県医師会の対応

- ◎県医師会「診療に関する相談窓口」は山口局長、山本主任で構成。
- ◎相談窓口に来た案件は原則として全て小委員会に諮る。
- ◎小委員会は藤井副会長・柏村常任理事・上田常任理事・東理事の4名で構成。
- ◎「診療情報提供推進委員会」を県医師会に設置する。

医師は上記の小委員会に貞国会長で構成。医療を受ける者の代表として丸田 至氏（山口県社会福祉協議会常務理事）、学識経験者として末永弁護士と福田百合子氏（中原中也記念館館長）を委嘱。委員長は貞國県医師会長。

- ◎案件によっては、医師側の専門の委員をその案件に限って委任する。

注：「小委員会」は山口県医師会独自の組織である。それは「指針」の目的が「医師と患者の信頼関係の醸成」を第一義としていることに鑑み、医師と患者の問題を直ちに第三者に委ねるのではなく、あくまで両者間で調整されることを願ってのものである。

3. 郡市医師会の対応

- ◎「診療に関する相談窓口」を設置する医師会。
大島郡・吉南・厚狭郡・美祢郡・下関市・宇部市・山口市・萩市・徳山・防府・下松・岩国市・小野田市・光市・柳井・長門市・美祢市・山口大学。
- ◎「小委員会」を設置する医師会
大島郡・熊毛郡・吉南・厚狭郡・美祢郡・下関市・宇部市・山口市・萩市・徳山・

防府・下松・岩国市・小野田市・光市・柳井・長門市・美祢市・山口大学。

4. 県医師会と郡市医師会との連携

- ◎患者もしくは申請者（法廷代理人）から直接県医師会に相談があった場合。
郡市医師会と連絡し対処。
- ◎医師もしくは医療機関の管理者の事情聴取等の調査。
郡市医師会長を通じて行なう。

5. 医療機関に掲示する文案

患者さんへ
診療に関することは、
遠慮なくおたずねください。
院長
医師会にも「診療に関する相談窓口」
を設置しています。
郡市医師会、県医師会：住所・電話番号

6. 書類等

- ◎「診療に関する相談窓口」受付票⇒山口県医師会作成の用紙。
- ◎診療記録等の開示申込書⇒日本医師会作成の2様式。
- ◎委任状⇒日本医師会作成。
- ◎要約（サマリー）・抄録⇒日本医師会作成。

注：上記「掲示」ポスター、書類等は郡市医師会を通じて各医療機関に配布。

7. 個々の医療施設における開示請求手続きの整備

個々の開示請求手続きを構築して行く際には、少なくとも以下の点には、十分注意をしておく必要がある。

- ① 開示請求を受けた事実が書面で記録・

保存されていること。

- ② 開示請求に対する医療施設側の対応の内容、提供した情報の内容等が記録されていること。
- ③ 開示の可否に関する判断は、最終的には医療施設の管理者の責任においてなされていること。
- ④ 代理人など、患者本人以外による開示請求の場合、本人がこれに同意していることが明確に確認されること。
- ⑤ 指針[3-4]の(3)で、患者本人から代理権をあたえられ得る者は、[親族]とされている。法律上、親族の範囲は6親等という、非常に広い範囲にわたるため、医師から見て、真実に患者本人から代理権を得ている親族かどうかの判断は困難を極めることが予想される。加えて、医師には刑法上(下記の注意参照)、守秘義務が課せられていることから、上記④の確認は慎重を期すること。
- ⑥ 上記④の確認においては、必ず委任状の提出を求め、その委任状は上記①のとおり、保存・管理しておくこと。
- ⑦ 代理人による申請か、患者本人による申請かにかかわらず、申請者が本人であるか否かの確認には、運転免許証の写し、印鑑証明、戸籍謄本、パスポートの写し等の提出を求めるなど、ケースに応じて確認作業には工夫を凝らし、患者の診療情報が本人の意に反して他人の手に渡ることをないよう、慎重に対処すること。
- ⑧ 指針[3-4]の(4)で、[患者が成人で判断能力に疑義がある場合]においては、患者本人から代理権が与えられていなくても、[現実に患者の世話をしている親

族及びこれに準ずる縁故者]が開示請求できる途を開いている。開示請求を受けた医師・医療機関が、本(4)号に該当するものかどうかの確認を十分に尽くしても、なお不明な点が残るときは、医師に守秘義務が課せられていることを踏まえ、慎重に対処すること。

※ 患者本人の情報を正当な理由なく他人に漏らせば、刑法134条の秘密漏示罪に問われる場合があり、また、民法上も損害賠償を受ける恐れがある。

また、開示請求を受け付けた医療施設は、開示の可否について速やかに回答するものとされている。申請者がこの回答に不服がある場合、その他何らかの疑問がある場合、さしあたり医療施設の管理者、担当医等との間で話し合うことが最善の解決方法である。

したがって、ある程度の規模を持つ医療施設では、まず、外部(医師会)の苦情処理手続きに入る前に、患者からの相談を受け付ける窓口を、独自に院内にも設置しておく必要がある。

注:「診療情報の提供に関する指針」からの抜粋

3 診療情報の提供

3-4 診療記録等の開示を求め得る者
診療記録等の開示を求めることができる者は、原則として次のとおりとする。

- (1)患者が成人で判断能力がある場合は、患者本人。
- (2)患者に法定代理人がある場合は、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年については、疾病の内容によっ

ては本人のみの請求を認めることができる。

- (3)患者本人から代理権を与えられた親族。
- (4)患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実には患者の世話をしている親族およびこれに準ずる縁故者。

12 月度 定例 理事会

日時 平成11年12月8日(水) p.m. 7:30~

場所 医師会事務局

- 議題
1. 診療録開示について
(前田副会長)
 2. 臨時総会について (兼互礼会)
平成12年1月20日
 3. 総合福祉センター
眼耳鼻領域器械の休日診療
所設置
総会の承認が必要
 4. Y 2 K 問題の対応について
(河村理事)

平成11年度忘年会

日時 平成11年12月16日(木) p.m. 6:30~

場所 金久旅館



レントゲン勉強会 (第33回)

日時 平成11年12月7日(火)
(p.m.7:00~8:30)

場所 医師会事務局

講師 徳山中央病院 健診センター長
岡本安定 先生

司会 赤崎信正 先生

心電図研究会 (第138回)



日時 平成11年12月10日(金) (p.m.7:30~)

場所 光商工会館2F

講師 河野隆任 先生

司会 赤崎信正 先生

- 症例
- (1) 67才 女 CPA
 - (2) 64才 女 頻脈
 - (3) 56才 男 前胸部痛
 - (4) 66才 男 前胸部痛

平成11年度 光医師会
忘年ゴルフコンペ

日時 平成11年12月12日(日)

場所 周南カントリークラブ

忘年会 6時30分～ 「こやま」

順位	氏名	out	in	total	HD	Net	新ハジテ
優勝	森本 博士	43	43	86	5	81	4
2位	藤村 朴	47	50	97	10	87	9
3位	守田 忠正	49	45	94	6	88	
4位	諏訪 高志	51	48	99	10	89	
5位	横山 宏	44	53	97	8	89	
6位	兼清 照久	50	48	98	8	90	
7位	前田 昇一	48	54	102	11	91	
8位	竹中 昭二	60	59	119	21	98	
9位	河村 康明	64	62	126	28	98	
10位	南 典文	65	64	129	23	106	

ⅢⅢ あとがき ⅢⅢ

広報（医療情報）の年頭所感（ひとりごと）

昨年末より光市医師会のホームページの開設にむけて、会員諸氏にインターネット・電子メールの解説をNTTからさせていただいています。以前よりインターネット等を扱われている先生方や今回の説明会（1回目理事対象、2回目初心者（希望者））をされた先生方の合計は市立病院を除いて2/3程度かと考えられますので、さらに講習等を充実させれば、何とかかなると思います。いよいよ介護元年。介護報酬の請求もコンピューター化され、レセプトなしでも可能となります。皆様方の更なる御努力と次期担当者の情報に期待したいとの想いをのせてつづります。

（文責 河村）

発行所	光市医師会 TEL 0833 72-2234
発行者	近藤 龍一
編集者	広報担当
印刷所	光市光井一丁目15番20号 中村印刷株式会社